

# I 平成30年度事業報告（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（第8事業年度）

## 【概 況】

平成30年度事業計画においては基本方針として、(1)「4ヶ年方針」に基づき事業再編を進める、(2)財政均衡に努める、(3)労務管理体制の改善を進める、の3点を掲げた。

### （1）「4ヶ年方針」に基づく事業再編

平成29年度から概ね4ヶ年の帰国者援護の趨勢と課題をまとめた「4ヶ年方針」に基づき事業を実施していくこととしているが、長年続いてきた従来事業については本年度においても前年度に引き続き比較的ゆるやかなペースで縮小を進めた。

訪問介護事業所事業（平成26年度～）は、状況の変化に応じて援護基金直営としてきた「訪問介護ステーション寿星」の運営を帰国者二世等のNPO法人に任せることとし、本年度より当基金の「訪問介護事業所」は中止することとした。

中国残留邦人問題の節目となる時期には普及啓発ための記念行事等を行ってきたが、本年度は日中平和友好条約締結40周年に当たることから、これを記念して「中国帰国者生活文化作品展」を開催した。

### （2）財政均衡

援護基金の財政均衡においては、収入面では資金の運用収益の増減、支出面では事業費の増減が大きなファクターとなるが、本年度は事業費の削減により支出を抑制したにもかかわらず、それ以上に運用収益が落ち込み、経常収支（評価損益等調整前）は2千2百万円以上の赤字となった。

資金の運用は、超低金利の環境下で一定以上の利回りを確保するために新興国通貨建債券を多用することになるが、新興国の経済状況は世界の政治経済情勢の変化や当該国の政策に大きな影響を受け為替変動の形で現れやすい。本年度はマイナス要因が重なり新興国通貨の一層の下落をみただけでなく、債券の満期償還が重なる等により運用損も大きくなった。

為替変動（相対的円高）を元凶とする大幅な収入減により、収支均衡のための地道な取り組みが吹き飛んだ形になるが、影響は外国通貨建債券の形で保有している財産の価値にも及び、評価額であるとはいえ、約4千4百万円の評価損という大きな数字となった。

### （3）労務管理体制の改善

援護基金の事業規模は年々縮小し今後も規模の維持・拡大は見込めそうもないことから、できる限り固定的な人件費を削減し、また、必要に応じて人員数を調整できるような管理体制を築く必要に迫られている。一方では、同一労働同一賃金を目指す法律の施行が

迫っており、また、社会全体の人手不足の影響も強く、一定の能力を持つ人材を確保していくためには待遇改善が必要となっていることも事実である。

本年度は、関連法令の改正に合わせ、下半期より有期労働契約による臨時職員の多くが無期労働契約に切り替わった。雇用体制、各種の規程・規則をこれに合わせて変更した。今後も、法令及び従業者の権利を遵守しつつ援護基金の事業・業務を継続していけるように、関連規程等の見直し及び労務管理体制の改善を進める必要がある。

## 【各事業結果】

### 1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）

#### （1）中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、前年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金している。

#### 【平成30年度の結果】

対象者0人 送金額 0円

#### 【昭和61年8月6日第1回送金以降の累計】

対象帰国孤児数	3,098人
総額	872,130,274円

#### （2）中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

##### ア 訪中座談会（戸別訪問型：隔年実施）

主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの人々に対して日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図るために、残留邦人を都市部に集めて集団座談会を開催するもの。（昭和60年～）

残留邦人の高齢化等により平成19年度からこの方式を改め、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする戸別訪問型に変更してきている。

帰国希望の残留邦人がほぼ永住帰国を果たし、中国在住の残留邦人の数が少なくなるとともに居住地も分散してきたことにより、これを毎年実施するには不合理な点が目立つようになってきた。平成25年度には相応しい対象者がそろわず実施できず、平成28年度は対象者不足と財政難とにより実施を見送った。これを機にこの事業は隔年実施を原則とすることとした。

#### 【平成30年度の結果】

実施しない年に当たるため訪中座談会を実施していない。

#### 【昭和60年開始以来の対象残留邦人累計】

926人

イ 中国政府関係者訪日協議（事業の一部は国の委託事業、公募により受託）

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を第3回集団一時帰国の時期にあわせて日本に招致し、永住帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために、「中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただいている。また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進や訪中座談会実施について協力をお願いしている。

平成30年度から厚生労働省の委託事業での招致人数が縮減されたが、援護基金としては独自に不足分経費を補填した。

【平成30年度の結果】

第3回集団一時帰国事業実施時に併せ、中国政府及び地方政府担当官の訪日協議を実施した。

日 程：12月11日（火）～12月17日（月）

訪日者：4名（中国政府外交部1名、中国政府国家移民管理局1名、  
黒竜江省公安厅1名、哈爾濱市公安局1名）

(3) 中国残留邦人等の集団一時帰国（国の委託事業、公募により受託）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業を行っている。

【平成30年度の結果】

3回の集団一時帰国事業を実施した。

（第1回）平成30年	6月21日～	7月 3日	7世帯13人
（第2回）平成30年	9月11日～	9月22日	9世帯18人
（第3回）平成30年	12月11日～	12月22日	3世帯 6人

【平成2年開始以来の一時帰国者累計】

2,393人（残留邦人1,349人 介護者1,044人）

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業  
(国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業)

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

養父母お見舞い訪中援助事業は、高齢や健康上の理由等で来日できない養父母を、孤児が訪中して見舞うことを援助する事業（2回まで、但し危篤・葬儀参列訪中の場合は3回目も援助可）であるが、近年は帰国孤児の中にも高齢化により単独で訪中できない者が少なからずいることから、これらの者は同行する介護人1名の旅費の援助も必要に応じて行っている。

近年の状況は、次のとおりである。

- ① 訪中人員 帰国孤児2、3人（年間）
- ② 時 期 年度中随時
- ③ 旅 程 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

【平成30年度の結果】

2人

【昭和62年開始以来の訪中援助者累計】	585人
---------------------	------

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

また、毎年、一般財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者（大学生・専門学校生）等を同育英会に推薦しており、本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

【平成30年度の結果】

① 就学資金貸与

貸与対象者（平成30年度は、継続貸与者5人、新規無）に送金を行った。

【参考1】貸与者総数（平成30年度）

区 分	平成30年度 新規貸与者数	継続貸与者数	平成30年度 貸与者総数
大 学	0	5	5
専 修 学 校	0	0	0
鍼 灸 学 校	0	0	0
日本語教育機関	0	0	0
計	0	5	5

【参考2】就学資金の種類及び貸与額

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時	50万円以内	—
奨 学 金	月額 4万円以内		月額3万円以内	年額55万円以内

【昭和60年以降の貸与者累計】

高 校	382人（平成22年度から中止）
専修学校等	160人
大学（短大を含む）	299人
日本語教育機関	9人（平成16年度より給付から貸与に移行）

② 岡村育英会

対象者（大学生7人）に平成30年度分の送金を行った。

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために、国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターの通学課程受講者及び遠隔学習課程（日本語通信教育）受講者のうち、国が支援対象としない者（中国帰国者二世三世とその配偶者）に対し教材費を援助する。

【平成30年度の結果】

1,007人の二世及び三世等に対し、2,285,734円分の教材費を援助した。

(4) 介護関連資格取得援助事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるようになるため、または就業上のキャリアアップを目的として、中国又は樺太帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、介護職員初任者研修のみならず介護福祉士や介護支援専門員など、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部（援助割合80%、上限8万円）を援助する。

【平成30年度の結果】

33人の受講者に給付した。

【平成15年開始以来の援助者累計】

787人

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国した中国残留邦人とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行っていたが、平成30年度は団体助成委員会を開催せず、事務局内で審査し理事の意見を求めた上理事長が決定する方式に変更。

※内閣府の指摘により平成31年度から団体助成委員会方式に戻すこととなった。

【平成30年度の結果】 12団体に対して、2,450千円を交付した。

【昭和59年開始以来の助成額累計】	262,081千円
-------------------	-----------

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、主に援護基金の実施している事業に関する相談に応じているが、中国帰国邦人等がかかえている生活上の諸問題に関する相談については、できるだけ支援・交流センターの相談窓口へ回すようにしている。

【平成30年度の結果】

定例相談（電話、メール等による相談、来訪者に対する相談対応）を行った。

（月2～3件程度）

中国帰国者二世三世のニーズ及び実態を調べるためのアンケート調査を実施した。本年度末日までの回答期限であるため、調査結果は令和元年夏頃にまとまる見込みである。

事務局及び支援・交流センターに無料職業紹介事業所を設けた（平成27年1月1日付、厚生労働大臣許可13-ム-300083）が、事業の本格的実施には至っていない。

(7) 中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

NPO法人が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。

また、介護保険事業者として事業を行っているNPO法人等が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。

【平成30年度の結果】

NPO法人「共に歩む会」の運営する認知症対応型通所介護施設「羽場赤坂デイ」他7施設に対して介護団体支援金として20万円～35万円、計255万円を交付した。

## イ 要介護支援モデル研究

要介護の高齢帰国者に対する支援の方法やシステムの在り方について調査、検討、試行する。

### 【平成 30 年度の結果】

介護施設に入所している中国帰国者のもとに出向き、中国語による話し相手となることで、帰国者の孤独感の軽減や意欲の喚起を目的とした「語りかけ協力員」の派遣を行ってきたが、昨年度から当該事業が国から全国の中国帰国者支援・交流センターに委託する事業となったことにより、援護基金としては派遣事業は実施せず、支援・交流センターへのアドバイスを行った。

また、一世及びその配偶者に対し介護状況のアンケートを取るための事前準備を進めた。

## ウ 訪問介護事業所

中国語による訪問介護を必要とする帰国者と中国語を話す二世三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、東京都の指定を受け、中野区に「公益財団法人中国残留孤児援護基金 訪問介護ステーション寿星」を平成 27 年 2 月 1 日に開設した。

都内各地域に非常勤ヘルパーを配置し近距離移動で帰国者宅を訪問できるようにして事業を軌道に乗せようと努めたこともあり、年々赤字幅は縮小し経営状況は改善に向かっていたが、「寿星」と同様に中国帰国者を対象にした介護事業所が徐々に増えてきたこともあり、中国語で介護できる二世三世ヘルパーを必要数確保することが予想以上に難しくなってきた。今後も「寿星」を含む中国帰国者対象の介護事業所を維持し発展させていくには、帰国者二世三世等が中心となる事業所が互いに競争しつつも連携・協力していくことが望ましいが、援護基金の立ち位置としては、競合者の一人としてよりもそのような事業者全体を援助する側に回る方が相応しいと考えられる。

このようなことから、本年度より「寿星」の運営を帰国者二世三世等が中心となる NPO 法人「恩維会」に任せることとし、当基金直営としてきた訪問介護事業所を暫時中止することとした。

## (8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当援護基金が日本司法支援センターに委託し実施している。

### 【平成 30 年度の結果】

支援実績 なし



## (9) 普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの日本国民が80%を越えるなかで、中国帰国者が日本社会で温かく迎え入れてもらうためには、中国残留邦人のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発事業を行っている。

機関紙については、中国帰国者等のほか、関係公的機関、関係民間団体、寄付者（法人を含む、以下同じ。）等に送付。「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄付者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載している。

### 【平成30年度の結果】

- ・機関紙80号を8月に発行した。
- ・年間を通じホームページ「公益財団法人中国残留孤児援護基金」(<https://www.engokikin.or.jp>)を運営し、適時更新を心がけた。
- ・本年度は、中国残留邦人の帰国促進の契機となった日中平和友好条約締結40周年を記念し、「中国帰国者生活文化作品展」を開催した。

## (10) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（国の委託事業、公募により受託）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）と宿泊施設（大島）の管理、運営（定着促進事業<sup>※1</sup>、日本語学習支援事業、生活相談事業、地域支援事業、交流事業、普及啓発事業<sup>※2</sup>、情報提供事業、地域生活推進支援事業、自立研修事業<sup>※3</sup>、介護支援事業<sup>※4</sup>）を実施している。

※1 定着促進事業は、永住帰国直後中国残留邦人等及びその同伴家族をセンターに入所させ、6ヶ月間の日本語・日本事情研修（初期研修）を行うとともに、全国の定住帰国者を対象に、日本語の通信教育行う。

※2 普及啓発事業は、①中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業の実施、②語り部の育成（中国残留邦人等の残留体験等を次世代に継承することを目的とした若年世代の語り部の育成）が、平成28年度から新たに加わった。研修期間は3年。

※3 自立研修事業は、主に帰国直後の6ヶ月の研修を修了した帰国1年以内の帰国者を対象に、日本語教室、生活相談・指導を行うもの。また、帰国5年以内の帰国者を対象とした再研修を行っている。

※4 介護支援事業は、介護サービスを利用する帰国者が介護施設等において孤立することを防ぐために、「語りかけボランティア」を定期的に訪問させるもの。

【平成 30 年度の結果】

① 定着促進、日本語学習支援、生活相談、交流、自立研修事業

定着促進事業	<p>&lt;6 か月研修&gt;</p> <p>第 2 期：1 世帯 2 人（平成 29 年 11 月 29 日～平成 30 年 6 月 1 日 中国）</p> <p>第 3 期：1 世帯 4 人（平成 30 年 7 月 5 日～平成 31 年 1 月 15 日 中国）</p> <p>&lt;通信教育&gt; 37 講座 2, 037 人</p>
日本語学習支援	<p>&lt;通学課程&gt; ・日本語教室 516 人【3, 917 回】</p> <p>・パソコン教室 249 人【1, 910 回】</p> <p>・スクーリング 226 人【137 回】</p>
生活相談事業	836 件
交流事業	969 人【6, 724 回】
自立研修事業	・再研修含む日本語教育 175 人【258 回】 ・生活相談等 20 件

②地域生活推進支援事業の実施

- ・帰国者支援団体との連携を通じた地域密着型支援（地域住民との交流を図るイベントの実施）の推進
- ・支援・相談員、自立支援通訳等のための医療通訳研修会の開催（平成 30 年 7 月 20 日 99 人）
- ・支援・相談員、自立支援通訳等のための介護通訳講座の開催（平成 30 年 9 月 27 日 80 人）

③地域支援事業の実施

- ・地方自治体又は民間団体への側面支援
- ・「中国帰国者支援機関連絡会」の開催（平成 31 年 2 月 22 日 31 自治体、42 人）
- ・その他普及啓発事業を利用した帰国者支援ボランティアの拡大

④情報提供事業、普及啓発事業の実施

- ・帰国者向け情報誌「天天好日」（年 2 回）の発行
- ・ホームページ（帰国者関連情報及び支援団体情報掲載）の運営
- ・「中国残留邦人等への理解を深める集い in 群馬」の開催  
（平成 30 年 11 月 18 日 223 人）
- ・次世代の語り部育成事業の実施（1 期生 8 人、2 期生 7 人、3 期生 5 人）
- ・普及啓発資料（パネル・DVD 貸出、聞き書き集・DVD 送付）の提供

⑤介護支援事業の実施

- ・利用者 45 人、訪問ボランティア 46 人、訪問回数延べ 303 回

(11) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

(国の委託事業、公募により受託)

支援・交流センターに職業相談員を配置し、中国帰国者等に対して職業指導（職業訓練校、企業、ハローワークの見学、同行及び職業講話等）及び職業相談等を行っている。

【平成 30 年度の結果】

職業指導及び職業相談等の他、就職に対する心構えや労働市場の状況等を説明した「就職ガイダンスブック」（日本語、中国語併記）を大幅に改定し、各都道府県労働局等へ発送した。

(12) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめ、また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行っている。これらの教材等の出版物を必要とする帰国者や支援者等が容易に入手出来るように、支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力している。

【平成 30 年度の結果】

販売実績：4,007 冊 7,903 千円

新規発行の教材等：

「始めてみよう・話してみよう I (ロシア語版)」

「片仮名練習帳 1—読んでみよう—」改訂 4 版

「片仮名練習帳 1—読んでみよう—」改訂大文字版

「新・日本の生活とことば 5 介護」ロシア語版